

# 「アーチェリーすきやねん堺」

こんなことを考えて、組織を結成することになりました。

アーチェリー競技の振興を図るには、今現在競技してる我々が楽しくやっていることと、気軽にやるための場所があることだと思います。もしこの意見に賛同いただけるならば是非入会していただき自分のため、アーチェリーが好きなみんなのため、この競技の振興発展のために共にやっていただけることを期待しています。

- ・原池公園体育館の多目的室をアーチェリー練習のため定期的に確保したい。
  - ・多目的室をアーチェリーレンジとして使用する実績を確保したい。
  - ・アーチェリーが好きな者同士の交流、情報交換の場として利用したい。
  - ・多目的室の利用料金の負担を分散すること(相互扶助)で個人の負担額をできるだけ少なくしたい。
  - ・多目的室の利用確保のためだけに協力し合う組織として、団体やクラブとは関係なく運営したい。
  - ・自己責任と助け合い・譲り合いの精神と常識ある行動言動の範囲で会員全員が運営者であり担当者である組織としたい。(事故やトラブルは全て自己責任として解決又完結すること。会としての関与は出来ない。)
- とはいつでも不特定多数の集団となりますので最低限の会則や運営方法は決めております。
- ・参加資格として最低限一人でアーチェリーの練習ができるだけの技術を有し弓具(自己の責任でレンタルしているものを含む)を持参できること。
  - ・地域要件はつけない。

現会員(発起人)の代表者を務めさせていただきます堀本でございます。  
入会手続きや詳細につきましては、下記の練習予定日に現地にお越しいただきますようお願い致します。

連絡先

堀本

練習予定など詳しい内容はホームページをご覧ください。

[http://a-syumi.net/a\\_suki\\_renaku.html](http://a-syumi.net/a_suki_renaku.html) が連絡コーナーです。

練習予定日(多目的室)については「練習日はこちら」からお入りください。

または、<http://a-syumi.net> のホームページからアーチェリーすきやねん堺の連絡コーナーからお入りください。

【所在地】〒599-8267  
大阪府堺市中区八田寺町320

【連絡先】

TEL : 072-278-1004 FAX : 072-278-1044



# アーチェリーすきやねん堺

以下に示す会則や考え方に同意出来ない者は入会できません。

会の名譽を汚したり、存続を否定する行動や言動等があった場合は除名し会員の権利を抹消する場合があります。

- 一. この会は、団体やクラブ等とは関係なく、原池公園体育館の多目的室を練習場として確保するためだけに個人の意思と責任において構成する組織とする。
- 一. この会は、アーチェリーの練習場を定期的に確保するため会場使用料金を出し合う相互扶助により出来るだけ個人々々の負担を少なくすることで持続可能な組織とする。
- 一. 相互扶助と譲り合いの精神は、この会の運営の基本であり、会員の心構えとする。
- 一. 会員資格は、入会申込書に自筆で氏名等必要事項を記入し、年会費の納入をもって取得する。入会は随時受け付けるが期間の途中であっても会費は全額を支払うこととする。
- 一. 連絡先は、必ず記入すること。ただし緊急連絡が必要な場合以外、又この会に関する事以外には絶対使用しない。退会者の情報についても同様の扱いとする。
- 一. 期間の途中で退会する場合は、会費の返金は行わない。次年度会費の納入が無ければ自動的に退会となり、会費を支払った時点で会員となる。  
ただし、世話役である者が退会する場合は、他の世話役の誰かに通知し、通知を受けた世話役又は、本人が練習日に会員へ退会を宣言し次の世話役を決めなければならない。
- 一. 練習日抽選結果等の事務連絡事項は、全て練習日の時間中に行なうこととし、各人への個別の連絡、通知等を行わない。相互に連絡を取り合うなどにより補完すること。
- 一. 会場確保事務や練習受け事務などに数名の世話役を置く事が出来る。申し出によることを基本とするが、適材適所の相互扶助に努めること。
- 一. 入会資格  
必ず必要な資格
  - ・責任能力があること。
  - ・弓具及び的紙等消耗品を持参できること。
  - ・スポーツ保険に加入していること。何れかを有していれば良い資格
  - ・社会人及び学校のアーチェリークラブ員又はクラブ員経験者であること。
  - ・団体等が主宰するアーチェリー教室等の参加者又は終了者であること。
  - ・高校生及び中学生(この年齢のものを含む)は、保護者又は当該学校の担当教員(以下保護者等という)が入会申込書に記名し、練習中も同伴(高校生は除く)できること。尚、保護者等は、アーチェリーに関する知識や弓具を持っている必要は無い。
- 一. この会において取得した練習日練習時間は、練習のみに使用する。大会等イベントは各団体で別途確保すること。この時、この会の抽選申込日との重複による無用な競争を回避するため、情報提供することとする。
- 一. 会費については毎年度当初に別途定めることとする。

- 一． 会員代表者は、会費を管理し多目的室の使用申込抽選に関する事務を行う。
- 一． 会員代表者は、本人の申し出又は全会員の過半数以上の申出により交替することができる。
- 一． この会則の変更は、会員の過半数以上の賛成をもって出来ることとする。

この会則は、2014年4月1日付けで発行する。

平成19年5月8日会員の満場一致の賛成により次の1項目を追加する。

- 一． 高等学校のアーチェリークラブ員は、当該クラブ名で年会費を納入することにより、練習日の都度各自使用料を支払うことにより参加する事ができる特別会員とする。  
ただし、特別枠であることから、その場の正会員の合意による指示に従うこと。  
ユニフォーム又は学校名が判る体操服等を着用すること。高等学校のアーチェリークラブ員は、当該クラブ名で年会費を納入することにより、練習日の都度各自使用料を支払うことにより参加する事ができる。